

**○令和 8 年度 白杵市・竹田市・豊後大野市 地域公共交通計画策定支援業務
企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項**

1 趣旨

白杵市地域公共交通活性化協議会（以下「白杵市」という。）、竹田市地域公共交通活性化協議会（以下「竹田市」という。）及び豊後大野市地域公共交通活性化協議会（以下「豊後大野市」という。）では、令和 4 年度にそれぞれ地域公共交通計画を策定しており、計画期間はいずれも令和 9 年 9 月末で終了する。

これまで各協議会では、それぞれの地域課題や地域間を結ぶ公共交通網の課題解決に向け、個別に計画策定を進めてきた。一方で、少子高齢化や人口減少、モータリゼーションの進展などにより、通勤・通学・通院・買物・観光等において、単独市では完結しない広域的な交通課題や自治体の枠を越えた連携した取組の必要性も増してきている。

このため、各地域の公共交通課題への対応に加え、3 協議会が連携して取り組む事項について方向性の整合を図ることを目的に、合同で公募型プロポーザルを実施し、技術力、課題解決力及び創造性に優れた事業者を受託候補者として選定するものである。

2 業務概要

本業務は、人口減少や高齢化の進行、地域交通を取り巻く環境変化等を踏まえ、持続可能な地域公共交通体系の構築を目的とした計画策定作業を行うものである。

詳細については、各仕様書のとおりとする。

（1）業務名

- ① 白杵市地域公共交通計画策定支援業務
- ② 第 2 期竹田市地域公共交通計画策定調査業務
- ③ 豊後大野市地域公共交通計画策定支援業務

（2）業務内容

各協議会が定める別紙仕様書のとおり。主な業務内容は、次のとおりとする。

- ①白杵市地域公共交通計画策定支援業務
 - 現状診断
 - 地域公共交通が目指す姿の設定
 - 施策の設定
 - 成果指標（KPI）及び目標値の設定
 - 計画（案）のとりまとめ
 - 協議会の運営支援及び合意形成支援
- ②第 2 期竹田市地域公共交通計画策定調査業務
 - 地域情勢の変化の分析
 - 移動ニーズの把握調査
 - 公共交通利用実態の把握
 - 輸送資源のフル活用に向けた調査・検討
 - 事業者ヒアリング調査

現行計画の評価・分析

次期地域公共交通計画案のとりまとめ

③豊後大野市地域公共交通計画策定支援業務

地域公共交通に関する地域特性（輸送手段等）の把握

地域住民の利用実態・ニーズの把握

地域公共交通計画（案）のとりまとめ

協議会開催支援

（３）履行期間

白杵市、竹田市及び豊後大野市ともに契約締結の日から令和９年３月１９日（金）まで

（４）契約上限額

① 白杵市 １０，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

② 竹田市 ４，９５０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

③ 豊後大野市 ８，３０５，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の上限額を示すものであることに留意すること。

３ 事業者選定等に係る実施方式及びスケジュール

本業務は、公募型プロポーザル方式により実施する。

なお、審査については、白杵市、竹田市及び豊後大野市が共同設置する「白杵市・竹田市・豊後大野市 地域公共交通計画策定支援業務企画提案競技審査委員会」において合同で実施する。なお、スケジュールは以下のとおり。

内 容	日 程
（１）公募の開始	令和８年７月１日（水）
（２）質問書の受付期限	令和８年７月１５日（水）正午まで
（３）質問書の回答期限	令和８年７月１６日（木）
（４）参加申込書の提出期限	令和８年７月１７日（金）午後５時必着
（５）企画提案書の提出期限	令和８年７月２４日（金）午後５時必着
（６）審査日程通知	令和８年７月２９日（水）
（７）選考審査（プレゼンテーション）	令和８年８月５日（水）を予定
（８）選考結果通知予定	令和８年８月７日（金）を予定

４ 参加資格等

（１）参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 令和８年度 白杵市、竹田市及び豊後大野市の入札参加資格者名簿に登録業者として登載されている者であること。ただし、入札参加資格を有していない事業者は「５ 企画提案書類の提出等」表中⑧～⑮に記載の資格審査に必要な書類を提出することで企画提案競技に参加することができる。

イ 九州内に本店又は支店その他事業所を有する者

ウ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の各号のいずれ

かの規定に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の申立てがなされた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。

カ 国税及び地方税を滞納していないこと。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者のいずれにも該当しないこと。

（2）参加資格の確認

参加資格の確認は、企画提案書類の提出日を基準とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

（3）参加申込書の提出期限

令和8年7月17日（金） 午後5時まで

企画提案競技参加申込書（様式第1号）を提出期限までに、いずれかの「10 事務局」に、それぞれメールにより提出することにより参加表明を行ったものとする。

なお、「企画提案競技参加申込書」を提出したものが、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「企画提案競技参加辞退届（様式第2号）」をいずれかの事務局に提出するものとする。「企画提案競技参加申込書」の提出は直接持参若しくは郵送とする。

（4）業務の再委託

受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分又は費用の合計額の50%以上を第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。

5 企画提案書類の提出等

参加を希望する事業者は、令和8年7月24日（金）午後5時までに、次に掲げる書類を提出すること。

（1）提出書類及び留意事項

下表の企画提案書類を10部作成し、提出期限までに「10 事務局」の住所に必要な部数を提出すること。（A4サイズ。長辺綴じ。ステイプルは使用せず、ダブルクリップ等で留めること。）

★提出部数：臼杵市 4部、竹田市 3部、豊後大野市 3部

★うち、正本は各市に1部提出するものとし、残りの部数は副本とする。

○提出書類

書類種別	内容	様式
① 提案書の提出について	様式に従い記載すること。	様式第 3 号 (A 4 版)
② 企画提案書	臼杵市、竹田市及び豊後大野市の仕様書の内容に基づき提案書を提出すること。	任意様式 (A 4 版)
③ 価格提案書	本実施要領に基づく提案上限額の範囲内とし、各項目に分けて積算根拠を記載する。	任意様式 (A 4 版)
④ 業務工程表	業務を実施する年間スケジュールを記載すること。	任意様式 (A 4 版)
⑤ 業務執行体制表	本業務に携わる者（予定）について、分担する業務内容等を記入する。	様式第 4 号 (A 4 版)
⑥ 協力企業一覧表	業務の実施に当たり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。	任意様式 (A 4 版)
⑦ 法人が手掛けた本業務に関連する主な報告書等	報告書等	任意様式 (A 4 版)

※下記の書類については、本市の競争入札参加資格を有していない事業者のみ提出が必要です。各様式については、本市のホームページからダウンロードできます。

書類種別	内容	様式等
⑧経営状況	2 年間の経営状況がわかる書類	※様式あり
⑨営業経歴書	これまでの営業履歴や取引先等がわかる書類	※様式あり
⑩登記事項証明書	履歴事項全部証明書 ※発行日より 3 か月以内のもの：写し可	
⑪財務諸表類	貸借対照表、損益計算書 ※直近の事業年度分に係る決算書：写し可	
⑫営業用純資本額に関する書類及び収支計算書	確定申告書及び青色申告決算書等財務諸表類に類する書類	※個人事業主のみ提出要
⑬納税証明書	法人税、所得税、市税完納証明書※発行日より 3 か月以内のもの：写し可	
⑭営業所所在地等報告書	臼杵市、竹田市内若しくは豊後大野市内に営業所等がある場合	※様式あり
⑮誓約書	臼杵市、竹田市及び豊後大野市暴力団排除条例に基づくもの	※様式あり

6 審査について

(1) 審査委員会（プレゼンテーション）の実施

提出された企画提案書等を使用し、プレゼンテーション審査を実施する。

ア 日 時 令和8年8月5日（水）

イ 場 所 豊後大野市役所 4階 正庁ホール

ウ 出席者 7名以内

(2) 審査方法

ア 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。

イ 審査に当たっては審査委員会を開催し、企画提案に係るプレゼンテーションを行う。説明に際しては、上記5により提出した書類を用いるものとし、パソコン等を使用する場合は各自で準備すること。

ウ 審査は別添「審査基準」により行う。事業者ごとに、プレゼンテーションの時間は25分、質疑の時間を20分（予定）とする。

エ 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。なお、合計得点が満点（100点×審査委員数）の5割に達しない場合は委託候補者として選定しない。

7 質問の受付及び回答

企画提案書等の作成に当たり、質問がある場合は次のとおり受け付ける。

(1) 提出方法及び提出先 電子メールにて、全ての「10 事務局」に提出

(2) 質問受付期限 令和8年7月15日（水） 正午まで

(3) 質問表様式 質問表（様式第5号）のとおり

(4) 回答方法 各協議会のうち、該当する協議会が電子メールにて回答する。

8 契約

(1) 審査により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件については、各協議会と協議・合意したのちに各協議会と委託契約を締結する。

なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。

(2) 契約に当たっては、それぞれ契約書を2通作成し、各1通を保有する。

(3) 委託費の支払については、完了後一括払いとする。

9 その他

(1) 企画提案書等の作成・提出等に要する経費は参加者の負担とし、提出された書類等は返却しない。

(2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

(3) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結できな

い。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。

- (4) 公正な審査を妨害するおそれのあるあらゆる行為を禁止する。
- (5) 電子メール等の通信事故については、各協議会はいかなる責任も負わない。
- (6) 採用した企画提案書の著作権は各協議会に帰属する。
- (7) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、各協議会と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。
- (8) 提出書類の作成に伴い、各協議会より受領した資料は、本市の了解なく公表又は第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

10 事務局

臼杵市地域公共交通活性化協議会（臼杵市秘書・総合政策課内）

担 当：大塚

住所：〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵 72 番 1

電話：0972-63-1111（代表）0972-86-2720（直通）

メール：r-otsuka@city.usuki.lg.jp

竹田市地域公共交通活性化協議会（竹田市まち未来推進課内）

担 当：舞

住所：〒875-8555 大分県竹田市大字会々1650 番地

電話：0974-63-4801（直通）

メール：nozomi-ito@city.taketa.lg.jp

豊後大野市地域公共交通活性化協議会（豊後大野市まちづくり推進課内）

担 当：太田

住 所：〒879-7198 大分県豊後大野市三重町市場 1200 番地

電 話：0974-22-1001（代表）0974-22-1004（直通）

メール：bo062010@city.bungoono.lg.jp

(別添)

○審査基準

評価対象	審査項目
業務理解度	地域公共交通の現状及び課題の理解
課題分析力	地域課題及び交通課題の分析力
提案内容	実効性・具体性・実現可能性
広域連携性	両市をまたぐ交通課題への対応及び連携性
実施体制	業務遂行能力・人員配置
業務実績	類似業務実績
スケジュール	妥当性・実現可能性
見積内容	見積額及び積算内訳の妥当性